

# 令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成実施要綱

令和8年3月26日

砥部町告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、新生児の聴覚障がい及び先天性代謝異常の発見のために行う検査、並びに生後1カ月程度の乳児に行う健康診査を、愛媛県外（日本国内に限る。以下同じ。）の医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）で受診した場合に要する費用を予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる事業)

第2条 この告示において、助成の対象となる検査及び健康診査（以下「事業」という。）は次の各号のいずれかとする。

- (1) 新生児聴覚検査
- (2) 拡大新生児スクリーニング検査
- (3) 乳児一般健康診査1回目（以下「1か月児健診」という。）

2 事業の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、事業の実施日において砥部町に住民票を有する新生児又は乳児の保護者であり、かつ、愛媛県外の医療機関等で実施される事業を受けた者とする。

2 1か月児健診については、令和8年4月1日以降に出生した乳児の保護者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定める額を上限とし、事業に要した費用が上限に満たない場合は当該費用を助成金の額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施日又は出産日から6か月以内に、令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 医療機関等が発行する当該事業の内容が分かる領収書
- (2) 未使用の砥部町新生児聴覚検査受診票

(3) 未使用の乳児一般健康診査1回目受診票

(4) 母子健康手帳の当該事業を実施したことが分かる箇所の写し

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査し、助成の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があった場合、その内容を適当と認めるときはその日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、交付決定者が不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により、対象者に通知するものとする。

3 町長は、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金を交付しているときは、助成金の返還を命ずることができる。

4 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、速やかに助成金を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	検査回数	検査時期	対象となる検査方法・疾患	上限額
新生児聴覚検査	最大2回  初回検査 確認検査  (初回検査の結果により、再検査が必要な場合に限り、確認検査を実施する)	(出産した医療機関等で受ける場合) 生後1週間以内  (出産した医療機関等以外で受ける場合) 生後1月未満  ただし、未熟児など特別な配慮が必要な場合は、医師の判断により、町長が認めた時期とする。	自動 ABR 検査 (自動聴性脳幹反応)	1回につき 5,000円
拡大新生児スクリーニング検査	1回	出生後28日未満  ただし、未熟児など特別な配慮が必要な場合は、医師の判断により、町長が認めた時期とする。	1 ポンペ病 2 ゴーシェ病 3 ファブリー病 4 ムコ多糖症Ⅰ型 5 ムコ多糖症Ⅱ型 6 重症複合免疫不全症 7 脊髄性筋萎縮症	12,000円
乳児一般健康診査1回目	1回	出生後27日を超え、6週間に満たないもの  ただし、未熟児など特別な配慮が必要な場合は、医師の判断により、町長が認めた時期とする。	1 問診 2 身体計測(身長・体重・頭囲) 3 診察(栄養状態、疾病及び異常の有無) 4 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認 5 ビタミンK <sub>2</sub> 投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与 6 健康(育児)相談・保健指導	6,410円

様式第1号（第5条関係）

令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者

住 所 砥部町

保護者氏名

子ども氏名

電 話

( ) -

県外の医療機関等で下記検査及び健康診査を受診しましたので、関係書類を添えて、砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費の助成を申請します。

なお、この申請に必要な住民基本台帳等に関する情報を確認することに同意します。

助成対象事業		受診日	支払額	申請額
新生児聴覚検査	初回検査	年 月 日	円	円
	確認検査	年 月 日	円	円
拡大新生児スクリーニング検査		年 月 日	円	円
乳児一般健康診査1回目		年 月 日	円	円

(注) 助成金の額は、実際に県外医療機関等で支払った額とする。ただし、上限額は令和8年度の委託契約に定める額とする。

<職員記入欄>

領収書	<input type="checkbox"/> 聴覚初回検査	<input type="checkbox"/> 聴覚確認検査	<input type="checkbox"/> 拡スク検査	<input type="checkbox"/> 乳児健診
未使用受診票	<input type="checkbox"/> 聴覚初回検査	<input type="checkbox"/> 聴覚確認検査	-	<input type="checkbox"/> 乳児健診
母子健康手帳	<input type="checkbox"/> 聴覚初回検査	<input type="checkbox"/> 聴覚確認検査	<input type="checkbox"/> 拡スク検査	<input type="checkbox"/> 乳児健診

様式第2号（第6条関係）

砥部町指令 砥字第 号  
令和 年 月 日

様

砥部町長 

令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付申請について、令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

- (1) 助成金額 金                                  円
- (2) 支払方法 指定された金融機関口座への振込とします。

2 不交付決定

不交付とした理由

様式第3号（第7条関係）

令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

請求者	住所	〒 砥部町
	ふりがな 氏名	(印)
	電話	( )

令和 年 月 日付け砥部町指令 砥字第 号で交付決定通知のありました  
令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 本店		
	農協 支店		
	信用金庫 出張所		
預金種別	普通・当座	(フリガナ) 口座名義人(※)	( )
口座番号			

※請求者(交付決定者)と口座名義人が異なる場合は、次の委任状欄に記入・押印してください。

委任状

(宛先) 砥部町長 様

年 月 日

委任者 (交付決定者)

住所

氏名

(署名又は記名押印)

次の者に令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金の受領を委任します。

受任者 (口座名義人)

住所

氏名

様式第4号（第8条関係）

砥部町指令 砥字第 号  
令和 年 月 日

様

砥部町長 印

令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け砥部町指令 砥字第 号により交付決定した令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成金について、下記のとおり全部（一部）を取り消したので、令和8年度砥部町新生児期検査費及び乳児一般健康診査費助成実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

- |              |          |   |
|--------------|----------|---|
| 1 助成金の既交付決定額 | <u>金</u> | 円 |
| 2 助成金の交付取消額  | <u>金</u> | 円 |
| 3 助成金の返還額    | <u>金</u> | 円 |
| 4 取り消しの理由    |          |   |